

政令指定都市における条例の規定項目

【参考】

	北九州市	京都府	岡山県	堺市	神戸市	名古屋市中区	横浜市中区	大阪市	さいたま市	川崎市	浜松市	広島市	新潟県	相模原市	熊本県	千葉県	静岡県	仙台市	札幌市	計
	【案】	H23.4	H23.4	H25.4	H25.4	H25.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4	R4.4	R4.8	R5.4	R5.9	R6.4	R6.4	R6.10	R7.4	
1 目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
2 定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
3 基本理念	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
4 市の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
5 市民等の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
6 事業者の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
7 就労・勤務について十分な配慮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17
8 支援体制の整備／関係機関との連携	○							○	○	○			○		○					5
9 関係部局の連携	○											○								2
10 相談・情報の提供／相談窓口の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	19
11 支援金／見舞金の支給	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	16
12 心理的外傷／精神的被害からの回復	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		17
13 日常生活の支援	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		13
14 居住の安定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		17
15 安全の確保／個人情報の適切な取扱	○		○			○			○			○	○	○	○					7
16 雇用の安定	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	16
17 市民以外への支援（助言等）	○							○	○	○		○		○		○	○	○		7
18 大学等との連携（啓発等）	○	○																		2
19 教育活動の推進	○	○		○									○							4
20 犯罪被害者等支援を行う人材の育成	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○	○	15
21 民間支援団体への支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○		○	○	16
22 市民等の理解の増進／広報及び啓発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	18
23 意見の反映	○						○		○	○		○	○	○	○	○		○	○	12
24 支援を行わないことができる場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	16
25 委任／施行の細目	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○	13
26 犯罪被害者等の支援に関する計画		○											○		○			○		4
27 民間支援団体の責務／役割		○											○		○					2
28 附属機関の設置／諮問													○							2
29 財政上の措置													○							1
30 初期段階における支援									○											1
31 観光旅行者等に対する支援		○																		1
32 未成年者への配慮															○					1
33 資金の貸付け													○							1
34 真相究明に向けた支援																				0
35 訴訟手続についての支援																				0
36 執行手続についての支援																				0
37 立替支援金																				0
計	25	19	14	16	19	18	20	19	22	18	17	21	21	19	16	19	8	20	15	19

資料5

支援メニュー骨子案

支援の方向性	①被害者等のニーズの高い経済的支援メニューの実施 ②途切れない支援による長期にわたる安心感の醸成 ③大学等と連携した人材の育成
--------	---

【凡例】◎：犯罪被害者等に特化した支援あり ○：一般施策で対応可

区分		北九州市	福岡県		他政令市	備考
		現在の支援	警察	県		
相談	相談窓口	◎	◎	◎	11	
	法律相談	○	×	◎	5	
経済的支援	遺族見舞金	◎	×	◎	19	
	重傷病見舞金	◎	×	◎	19	
	性犯罪見舞金	◎	×	×	14	
日常生活支援	ヘルパー	○	×	×	14	
	配食サービス	×	×	×	11	
	一時保育	○	×	×	13	
	教育支援	○	×	×	4	
	就労支援	○	×	×	1 (神戸)	
精神的支援	カウンセリング	×	◎	◎	10	
	精神医療費	×	◎	◎	5	
住居支援	一時避難	○	◎	×	11	
	転居費用	×	×	×	14	
	住居復旧	×	◎	×	4	
	市営住宅	◎	×	×	14	
その他	大学等との連携	×	×	×	1 (京都)	
	防犯設備	×	×	×	1 (神戸)	